

ニューズレター 第102号・2015年11月

日本カナダ学会

発行人：下村雄紀 編集人：細川道久・福士 純

事務局：〒658-0032 神戸市東灘区向洋町中9-1-6 神戸国際大学経済学部 下村雄紀研究室内
TEL:080-3868-1941・FAX:03-6368-3646・http://www.jacs.jp・jacskiu@kobe-kiu.ac.jp

(電話等の受付：水・金曜日・午前11時～午後4時)

郵便振替口座 00150-2-151600

第40回記念年次研究大会を終えて

池上 岳彦

日本カナダ学会(JACS)第40回記念年次研究大会は、2015年9月12日(土)・13日(日)の2日間にわたり、東京都豊島区の立教大学・池袋キャンパスにおいて開催されました。下村雄紀会長をはじめJACS執行部の皆様を中心とする熱心な呼びかけにより、また幸い天候にも恵まれて、多くの会員にご参加いただきました。たいへんありがとうございました。

本大会のセッション及び公開シンポジウムの内容は、本号でそれぞれ詳しく紹介されている通りです。「自由論題」は会員がそれぞれ取り組んでいる研究について最新の成果を発表する場であり、「カナダの経済」はグローバル化時代の日加経済関係と政策課題がテーマとなりました。また「マクドナルド生誕200周年」は、初代首相及びそれをめぐるカナダの歩みを学術研究の対象として冷静な分析を加えたセッションでした。

ここで、本大会にお招きしたゲストをメインスピーカーとする2つの企画にふれたいと思います。

「東日本大震災復興と日加関係」セッションは、在日カナダ大使館のCael Husband氏による復興支援活動の報告に続いて、映画監督Linda Ohama氏が新作ドキュメンタリー映画「東北の新月」(A New Moon over Tohoku)に関する映像をまじえた報告を行いました。この映画制作は、東北の復興に取り組む活動を紹介して広く世界に訴えかけ、そこに生活し続ける人々に寄り添う貴重な活動です。また、Ohama氏は「がんばれ東北!カナダと日本、キッズ・メッセージ・キルト」プロジェクトをはじめとする支援活動に取り組み、東北の子どもたちを励ましてきました。宮城県で生まれ育った私にとって、このセッションは、仙台湾の海岸をめぐる幼少時からの記憶、津波に襲われた惨状、そして苦悩の中から立ち上がる人々の姿を重ね合わせて考える時間を持つことができた、たいへん印象深いものでした。あらためて、カナダの人々による復興支援活動に対して、心から感謝いたします。

また、JACSが主催し、立教大学経済学部・法学部が共催した公開シンポジウム「多文

(次ページに続く)

JACS Newsletter No.102 (November 2015) // 本号の内容：第40回記念年次研究大会を終えて(池上岳彦) ●第40回記念年次大会報告特集：各セッション等のレビュー(高村宏子/中本悟/矢頭典枝/竹中豊/池上岳彦) ●リレー連載：なぜカナダ研究をしているのか(第8回)「私の研究生活とカナダとの出会い」(大熊忠之) ●事務局より『カナダ研究年報』第36号(2016年9月発行予定)の公募要項、第29回日本カナダ学会研究奨励賞論文募集、会費納入について(お願い)…… ●編集後記

化主義と表現の自由」では、立教大学招聘研究員として来日されたトロント大学の Kent Roach 教授に “Multiculturalism and Freedom of Expression: Hate Speech in Canada” と題する基調講演を行っていただきました。Roach 氏は、ヘイトスピーチ規制が政治的・社会的・法律的な支えによってはじめて人権尊重の観点で機能することを強調しました。それをうけて、カナダの多文化主義が抱える問題及びアメリカ・日本との比較に関するパネルディスカッションが行われ、人権問題と政策的対処の多様性が明らかにされました。このシンポジウムには、非会員も含めて 110 名近くの出席者があり、グローバル化が進む社会における人権問題への関心が高いことが示されました。

このように充実した企画を立てられた矢頭典枝企画委員長を中心とする企画委員会の皆様にあつく御礼申し上げます。

なお、12 日の晩、イタリア料理店 “Tante Grazie” で開催した懇親会には、在日カナダ大使館の Patricia Ockwell 参事官兼広報部長、ケベック州政府在日事務所の Claire Deronzier 代表、カナダ・アルバータ州政府在日事務所の David Anderson 代表にもご参加いただき、さらに立教大学の吉岡知哉総長等もまじえて、JACS メンバーとの親睦を深めることができました。

(大会実行委員長・立教大学)

* * *

第 40 回記念年次研究大会報告特集

◆研究大会各セッション等のレビュー：

セッション I 「自由論題」 (第一日午前)

高村 宏子

日本カナダ学会の第 40 回記念研究年次大会は第 1 セッション「自由論題」で幕を開けた。セッションは、3 人の報告者が各 20 分ずつ報告した後、それぞれ 10 分間の質疑応答という手順で進められた。各報告とも、よく準備された内容と効率的な質

疑で充実したセッションとなった。早朝にもかかわらず、多くの会員が報告に熱心に耳を傾け、盛況であった。

第 1 報告者の與那嶺尚吾会員は、「カナダにおけるヘイト・スピーチ規制」と題して、多文化主義が憲法によって制度化しているカナダでは、差別思想に基づく憎悪宣伝や憎悪表現がどのように規制されているか、その現状について法律学の視点から検討した。報告は、ヘイト・スピーチに対する刑法による規制と人権法による規制とをカナダ連邦法を中心にいくつかの事例をあげて比較した。これまでカナダでは、ヘイト・スピーチに対して、刑法と人権法による 2 つの法的対応があった。しかし、2013 年からは人権法による規制は表現の自由を侵害する恐れがあるという理由で、連邦レベルにおいては刑法による規制のみとなった。こうした現在のカナダの状況に対して報告者は、ヘイト・スピーチを刑法によって罰する事後規制だけではなく、同時に表現内容の人権法によって防止する表現規制も必要だと自身の見解を強調した。

質疑応答ではアメリカとの比較が話題となった。多文化主義が憲法で規定されていないアメリカでは、ヘイト・スピーチ規制は表現の自由を保障した憲法に違反する恐れがあると考えられ、一般にヘイト・スピーチは刑法によって取り締まられてきた。一方、多文化主義が憲法によって保障されているカナダでは、ヘイト・スピーチ規制はほとんど合憲とされてきた経緯があった。

第 2 報告者の高橋流里子会員は、「ケベック州の 2003 年の保健福祉サービスシステム改革後の CLSC (地域保健福祉サービス) の役割」について、ソーシャルワーク実践の観点から考察した。ケベック州では 1960 年代から保健福祉サービスの改革が進んだ。新しい健康概念のもと病気の予防に重点が置かれるようになり、格差是

正や生活環境の改善のためにヘルスサービスとソーシャルサービスとが統合された。

1971年には政府の管理下に保健福祉センターが創設された。その一つCLSCは、ケベック州独自の組織で1990年代はじめまでには州全体で158ヵ所に設置され、地域の健康管理に加え、社会的弱者をコミュニティに統合することに貢献した。2000年以降はさらに改革が進み、社会統合と社会平等の理念に基づき、限りある保健福祉サービス資源をより効率的に提供する目的で、地域のさまざまな保健福祉関連組織のネットワークを構築してきた。現在も、CLSCは公的機関として対人サービスを続けており、地域住民にとってその存在意義は大きい。こうしたケベック州の取り組みは、レジームの異なる日本においても保健福祉サービスの政策と実践にも役立つはずである。

質疑応答では、弱者に対する公的サポートの対象者が変わってきているかどうか、行政のアカウントビリティは誰に対する責任かという質問に対して、次のとおり説明があった。サポートの対象者は変わっていないが、予算削減という苦しい状況で社会的に孤立している部分にサービスがもっとも投入されている。同時に、社会のサービスに限界があることを行政は市民に説明している。つづいて、サービス提供者と文化的に多様な受給者との関係については、ボランティアが地域社会とタイアップして、サービス窓口では英語、フランス語に加えて多くの言語を用意して対応しているので問題ないとの説明があった。

第3報告「戦時中の日系人教育に対するカトリック教会の支援と反応」では、溝上智恵子会員が、第2次大戦中に強制収容された日系カナダ人生徒のための高等学校教育がカトリック教会の支援によって行われていたことを取り上げた。そして、日系人に対する支援活動が当時のカナダのカトリック界でどのようにとらえられていたかについ

て、カトリック教会発行の新聞2紙を戦時中から戦後にかけて分析した。

トロントの*The Catholic Register*の場合、日系カナダ人に関する記事は戦時中ほとんど見あたらないのだが、戦争終結後は日系人収容に関する記事が見られるようになる。バンクーバーで発行された*B. C. Catholic*にも同様の傾向がみられた。戦時中の記事ではむしろ中国におけるカトリック教会に対する日本軍の爆撃などの記事が目立ち、日系カナダ人支援についての言及はない。トロントでカトリック教会の寄付が戦時中の日系人の支援に使われたことを明かす記事が出たのは、戦後の1947年になってからだった。戦時中はカナダ国内の反日感情に配慮したものと思われる。

このようにカナダのカトリック系新聞2紙では、日系カナダ人の収容政策や戦時中の修道女たちの活躍にはほとんど言及されていない。しかし、戦後は傾向が一変する。戦時中は日系人収容の記事を掲載しなかったカナダの新聞各紙が日系人の収容政策に批判的な意見を展開し始めると、*The Catholic Register*も同様に批判を開始した。つまり、カトリック2紙は、戦時中は沈黙という形で政府の政策を支持したといえる。また、修道女たちの活躍に言及しなかった理由として、センサーシップの可能性、強い反日感情への配慮、カナダやアメリカに本拠地をおく修道会の活動に対する低い評価が影響したことが考えられる。

質疑応答では、調査の対象としたカトリック系新聞2紙は信者向けの新聞で、購読者の99.9パーセントはカトリック信者であるとの説明があった。反日感情については、日本軍によるシンガポール陥落の影響が大きかったこと、中国で活動していた宣教師が情報発信に熱心で日本軍の攻撃をひんぱんに伝えたため、中国人に対する日本軍のひどさについての言及が多くなったのではないかと解説があった。また、カトリック以外では合同教会が日系人の教育を支援しており、この事実は

個人の記録に残されていると説明があった。最後にフロアーからのコメントとして、戦時中カトリック教会や修道女らが日系人の教育を支援したことが取り上げられなかった理由としては、日本における布教との関係、日本との関係、日系人との関係などからも考えられるのではないかと指摘があった。

(司会・元東洋学園大学)

*

セッションⅡ「カナダの経済」(第一日午後)

中本 悟

セッションⅡは、カナダ経済に関する分科会で、二つの報告が行われた。まず第1の報告は、労働法を専門とする桑原昌宏会員による「カナダ貿易協定の労働条項と外交政策・立法・判例の変遷：日加EPAを視野に入れて」であった。

報告者は、最初に事実確認として以下の諸点を提起した。第1に、「1989年カナダ・米国FTA」から「2015年カナダ・ウクライナFTA」までカナダが締結している自由貿易協定(FTA)と労働「覚書」の実数が20である。その95.7%は「労働」の章を定めており、とくに2008年以後は100%である。また、地方分権が強いカナダでは、FTA「条約」批准が連邦政府の専権事項制度の下でも、州政府の独自締結「覚書」もあり州議会も外国と「覚書」は締結している。第2に、「2014年カナダ・欧州連合FTA「労働」を例として「労働」は「章」立てで、「紛争処理手続」も詳細に規定されている。対照的であるが、日本の経済連携協定(EPA)の「労働」規定は、全14協定のうち2件に過ぎず、1つの条文にとどまっている。

つぎにカナダが締結したFTAの数は、1987年から1996年までで4件、以後2008年まで0、そして2008年から2015年までで15のFTAを締結したという事実から、その背景要因を論じた。第1に連邦最高

裁判決の影響。1987年判決の少数意見は争議権を、2001年判決は団結権を、2007年判決(「ヘルス・サービス事件」)の多数意見が労働協約締結権の保障を、憲法第2条第d項「結社の自由」規定の拡大解釈で導出した。第2に、FTA締結時の連邦政府首相の影響を推察し、その例としてハーパー首相を挙げ、2008年「政府開発援助責任法(ODA)」が、その目的を「カナダ的価値、カナダ外交政策、継続的開発、民主主義促進、国際的人権促進」としていることを指摘した。第3に、最高裁判決が国連、ILOの意見も判断の根拠にしたことから、連邦最高裁判決への国際的影響があり、第4として2008年前後の国連とILOの公文書からFTA政策への影響を論じた。そして最後に、日加EPA交渉については、両国共同研究報告書が、「貿易における労働の側面に取り組む目的を共有した」と明記していることから、「労働」の章の挿入への期待を表明した。

なお質疑応答のなかで、カナダFTA政策がTPP交渉へ影響しうること、最高裁判決からの影響を肯定的に捉えるべきこと、そして世界人権宣言案の最終投票でカナダ政府は棄権したが、この背景には連邦政府の協定締結の専権と州政府の労働立法制定の専権という関係があることを指摘した。

第2報告は、アルバータ州政府の日本代表事務所長のDavid Anderson氏が、「Japan & Alberta, Canada Business Relations」と題して、データを紹介しながらアルバータ州と日本との済・ビジネス関係を報告した。

最初のトピックスとして、カナダと日本との経済関係を概観した。まず、カナダと日本との経済関係についてみると、貿易では2014年に日本の対カナ輸出は120億ドルであり、主たる品目は工業品であり、機械、電子機器、自動車および同部品、プラスチック製品、化学製品などであり、逆にカナダの対日輸出は100

億ドルであり、主たる品目は鉱物資源、野菜、木材、食肉、など第1次産品が多い。

日本におけるカナダ企業の拠点は約110社。その業種構成は、情報・通信産業が48社で最多であり、以下、小売り・旅行業の22社、製造業の20社、農林・漁業が12社、金融・保険が5社などとなっている。一方、カナダに対する日本企業の進出は320社に及ぶが、そのうち製造業、自動車関連、商社・倉庫関連の企業が過半を占める。また進出先の州別構成でいえば、オンタリオ州が203社と圧倒的に多く、次いでブリティッシュ・コロンビア州に72社進出しており、この2つの州でほとんどを占めている。

次いで対カナダ直接投資をみると、日本の対カナダ直接投資は2001年の70億ドルから2014年には170億ドルに年々遡増してきたが、中国の対カナダ直接投資は2008年の50億強のレベルが2014年には5倍の250億に、破竹の勢いで増加してきた。このような対カナダ直接投資に対する国民感情について、世論調査を紹介した。日本とアメリカの対カナダ投資に対しては、反対世論と賛成世論ではそれぞれ13%対78%、14%対77%となっており、概して好意的である。しかし、中国の対カナダ投資に対しては、好意的世論は42%、一方反対世論は49%となっている。

二つ目のトピックは、アルバータ州と日本との経済関係である。アルバータ州は人口1100万人、2014年のGDP成長率は4.4%で、一人当たりGDPは北米でトップの州である。2004年から2014年の10年間でカナダ全体の投資増加率は77.3%であったが、アルバータ州のそれは148.4%増と非常に高い。この結果、雇用増加率は27.6%であり、カナダ全体の13.2%の2倍以上である。そして人口増加率も、カナダ全体では11.9%の増加率であったが、アルバータ州のそれは2倍以上の28.2%であり、しかも6人うち一人の割合がカナダ以外からの移入民であり、州人口の中位

の年齢は35.4歳と非常に若い。

さて最後に、司会を務めた者としてコメントをしておこう。まず、桑原会員は80歳を越えてなお新しい問題に取り組んでおられ、その姿勢は大いに敬服するほかない。自由貿易協定は、字句通り貿易問題に限っているわけではない。むしろそれは、サービス貿易、知的財産権取引、投資などを含むものであり、その影響は広範囲にわたる。国境を越えて取引が拡大している財商品、サービス、資本とは異なり、労働者や地域住民は国境を越えられない。したがって、労働条件や環境にも大きな影響を及ぼす自由貿易協定には、労働条項や環境条項を注意深く入れ込ませる必要がある、また、自由貿易協定の影響は地域によっても異なる。たとえば農産物の自由化の影響は、農業地帯と都市とではまったく異なる。このような自由貿易協定の交渉にカナダの場合、州政府も参加できる点は先進的である。かかる問題に光をあてた桑原会委員の報告は、大いに示唆的であった。

またAnderson氏の報告で興味深かったのは、中国による対カナダ直接投資の急増に対する反対世論の強さである。それが中国による投資のオーバープレゼンスによるものなのか、業種によるものなのか、あるいは中国人に対するものなのか。一般的には、カナダは多民族・多文化国であり、報告者自身も外国資本による投資に対しては概して好意的だといふ。であればなおのこと、この中国による投資に対する世論について、さらに分析する必要があったと感じた。（立命館大学）

*

セッションⅢ「東日本大震災と日加関係」（第一日午後） 矢頭 典枝

第一日目の午後は、英語セッション“Japan-Canada Connections after the Tohoku Earthquake”（「東日本大震災と日加関係」）で二つの報告があった。

まず、在日本カナダ大使館の広報・学

術担当官 Cael Husband 氏が“Canada Cares: Tohoku-Canada Reconstruction Projects Overview”と題し、被災した東北の人々に対するカナダ政府とカナダの草の根レベルの支援について多くのスライドを用いて論じた。まず、ハーパー首相は、震災の直後、カナダ政府として最大限の援助を行う旨の声明を発表し、早速、放射能測量機や毛布といった物資を日本に送り、原子力の専門家を福島原発事故現場に派遣した。また、日本からの農産物の輸入規制をカナダ政府はいち早く外すことによって日本の農業を支援した。在日カナダ大使館としては、まず、在留カナダ人の安否情報と最新の被災地の情報をカナダ本国に送り続け、大使館員を東北に派遣し、物資供給などの支援活動を行った。状況が少し落ち着くと、カナダ外務・国際貿易省は、トロントやモントリオールなどカナダの大都市を中心に、カナダ企業が日本とのビジネスを維持、再開するよう呼びかけるセミナーを開催した。

草の根レベルの支援活動として、カナダでは、カナダの民間企業や自治体、一般のカナダ人が積極的に募金をし、4千万ドル以上を集めた。他方、日本では一般のカナダ人による様々な支援活動が展開された。例えば仙台を拠点とするカナダ人と日本人の混成グループ Monkey Majik は、自らも被災者でありながらチャリティ・コンサートを行ったり、東京カナディアンズホッケークラブは、東北の子供たちを対象にホッケー教室やチャリティ・トーナメントを開催した。こうした援助活動の例が時間の許す限り紹介された。

最後に Husband 氏が強調したのは、カナダ大使館が、2010年に創設された「日加リーダーシップ基金」の一環として、震災直後、特別カテゴリー「カナダ留学ホープ・プロジェクト」を立ち上げ、被災した150名の東北の学生たちにカナダでの語学短期留学を目的とする奨学金を提供したことである。大震災か

ら5周年目を迎えようとしている現在、東北の学生を対象とする特別奨学金を実施する予定であることが発表され、該当者に案内していただくよう会場に呼びかけた。

日系カナダ人映画監督 Linda Ohama 氏は“Japan-Canada Connections after the Tohoku Earthquake: Tohoku no Shingetsu”と題する報告を行った。Ohama 氏は、カナダに「写真妻」として渡った自身の祖母の苦難の人生を描いたドキュメンタリー『おばあちゃんのガーデン』で2002年にカナダ映画賞 Leo Awards (ドキュメンタリー部門)を受賞した経歴を持つ映画監督で、ビジュアル・アーティストとしても活躍している。本報告では、まず、2011年3月の震災直後、Ohama 氏が一般のカナダ人のカナダ国内における支援活動を撮影して制作したショート・フィルムを見せた。このなかで、震災直後、一般のカナダ人や在留日本人による募金活動、Ohama 氏らの呼び掛けによるバンクーバーでのチャリティ・コンサートの様子が伝えられた。その後、最新作『東北の新月 A New Moon Over Tohoku』の最初の約30分間の映像を見せた。本作は、岩手、宮城、福島の被災の状況、そこで立ち上がろうとしている人々の苦悩と勇気を描いたものである。映像のなかで、岩手県大槌町に住んでいたある家族に焦点を当て、その一家の母親が津波に流されて九死に一生を得た状況、出産したばかりの長女が乳飲み子を抱えて必死に避難した話、消息が分からなくなった家族を捜しまわった様子などが生々しく語られた。カメラは仮設住宅の中にも入り、被災者たちの厳しい暮らしぶり、元の暮らしに戻れないもどかしさが伝えられた。話は宮城県に移り、カメラは石巻市大川小学校の前に建てられた追悼碑を捉えた。ここは全校児童の70%にあたる74名が死亡・行方不明となった学校である。線香が絶えることがない痛々しい光景に、観る側は息が詰まったようであった。

本作のなかで Ohama 氏の震災直後の支援活動についても知ることができた。Ohama 氏は同年 6 月に来日し、約 2 ヶ月間、被災地でテントを張って生活し、支援活動を行なった。そのなかで東北の子供たちに特に心を寄せ、カナダの子供たちから東北の子供たちへの励ましのメッセージを送る活動に取り組んだ。これは Japan-Canada Kids for Kids Quilt Project (「がんばれ東北！カナダと日本、キッズ・メッセージ・キルト・プロジェクト」と呼ばれている。カナダの子供たちが東北の子供たちへ励ましのメッセージを 25 センチ四方の布に描いたものを 2 ヶ月間で 700 枚集め、それらをボランティアの人々が繋ぎ合わせ、3 枚の巨大なキルトをつくった。これが東北の被災地の小学校や中学校で展示され、被災地の子供たちを励ましてきた。

報告の最後で、Ohama 氏は、本作でとりわけ強調したかったのは被災の惨状と人々の苦悩ではなく、むしろ、前向きに未来に向けて進もうとする東北の人々の強さであると述べた。震災発生から 4 年半が経ち、その惨状の記憶が薄れていく昨今、今もなお支援を必要とする東北の人々の苦悩を日系カナダ人が映像によって内外に思い起こさせようとしていることは、JACS にとっても意義深いことのように思えた。

質疑応答では、会場より、まず Husband 氏に対し、カナダ政府の支援活動の詳細などについての質問があり、Ohama 氏に対しては、『東北の新月』で使われている津波の映像についての質問や提案などがあつた。この二つの報告は、東日本大震災を機にした日加関係の絆の強さを印象付けた。

(司会・神田外語大学)

*

セッション IV「マクドナルド生誕 200 周年」

竹中 豊

2015 年は、初代カナダ首相ジョン・A. マクドナルド (1815-1891) が誕生して、丁度 200

年目にあたる。JACS ではそれを記念して、このスコットランド生まれの個性ある「建国の祖」に焦点をあて、三名の歴史研究者から、それぞれ報告をいただいた。マクドナルドは近代カナダ連邦の生みの親であり、育ての親でもあるが、日本のアカデミズムのなかでは彼についての集中的な研究報告はこれまでなかった。その意味では時宜に適した企画であつたと言えるだろう。

まず、田中俊弘会員は、「ジョン・A・マクドナルド生誕 200 周年をめぐって：評価の分裂とナショナル・ヒストリーの限界」と題して報告した。JACS が学際学会であることを考慮してと思われるが、非歴史家にもわかりやすいように、マクドナルドの人物像の紹介から始めた。生まれ、経歴、政治家として仕事ぶり、パーソナリティ、さらには彼をめぐる現存するさまざまなモニュメントなど、マクドナルドに関するイメージが視覚的にも明快に示されたのには、誰もが好感を持てたことだろう。

これらを踏まえうえて、後半部分ではマクドナルドに関する多面的な評価が、バランス感覚よく論じられる。カナダ建国に果たしたいわばマスター・政治家としての貢献の高さは、政府や政治史家たちのあいだで根強く存在する。さらには英系と仏系の融和のとりかた、広大なルパーツ・ランドのカナダへの委譲、RCMP の前身である北西騎馬警察隊の創設など、主流派ともいえる伝統的・肯定的評価が興味深く論じられる。その一方で、批判も取りあげる。英系エスノセントリズムのまだ色濃く残る時代ゆえ、カナダ太平洋鉄道完成後の中国系に対する差別、西部の先住民への対応の仕方、あるいは鉄道施設にからむ巨額の金銭スキャンダルなど、いわば負の遺産も冷静に披露・考察・分析される。

いずれにせよ、この多面的な顔をもつマクドナルドの実像を、最新の研究文献も紹介しながら、田中流の歴史解釈として問題提起したのはきわめて意義深かつた。

次に木野淳子会員は、「アッパー・カナダ植民地期のジョン・A・マクドナルド」と題して報告した。前者の田中会員がマクドナルドの全体像を論じた後ゆえ、本報告は特定の時期に絞りこんだテーマであったものの、出席者にとって内容をイメージしやすかったらうと思われる。

まずマクドナルド研究について、D. クレイトンやR. グインなどの伝統的な伝記が紹介される。その一方、後年の政治家としてのマクドナルドをよりよく理解するには、アッパー・カナダにおける1837年の反乱の影響が、政治思想的にも精神的にもきわめて大きかったのではないかと、との問題意識で論じられる。報告では、スコットランドから英領北アメリカへの移住とそのパターン、1820～1830年代のキングストンとその周辺の状況などが、時系列的に丹念に考証されていく。

こうした時代背景のなかで、マクドナルドと1837年の反乱の首謀者であるウィリアム・ライオン・マッケンジーとの共通点にも触れながら、この反乱の内容と推移を分析していく。反乱自体は失敗に終わるのだが、マクドナルドは当時20代前半であり、彼は反乱軍を鎮圧した際の民兵隊の一員であった。反乱抑圧後の対応にもマクドナルドがかかわっていき、その経緯などにも詳しく言及される。

民兵隊時代を含めて若きマクドナルドのこうした体験は、社会を分裂させない政治的手法を学ぶのに十分だった。このことは、地域的に限定されたアッパー・カナダにとどまらず、建国時およびその後のカナダ史全体を彩る政治家として、実践的・現実的センスを培い、あるいはバランス感覚を磨くことにつながっていったのではないかと。本報告はこうした興味ある問題意識を提起したように思われる。

そして3番目は、福士純会員による「ジョン・A・マクドナルドとイギリス帝国経済」と題しての報告であった。本報告は対外的、すなわちイギリスとのかかわりのなかで、1870

～1890年代のカナダをイギリス帝国経済史の視点から考察・分析したものである。「帝国」という表現が頻繁に登場するが、ここでは政治的拡張主義の色濃い「帝国主義」ではなく、イギリスとの「絆」あるいは「結びつき」の在り方と理解しておくべきだろう。そうすると、経済史を専門としない者にも本報告の意義と面白さが見えてくる。

まず、建国後間もないカナダの経済発展をとらえる意味で、マクドナルドのナショナル・ポリシーについて、改めて整理される。そのうえで、この政策の基幹の一つを東部中心とした国内製造業の振興にあるとした。ナショナル・ポリシー制定後、イギリス帝国特惠関税に基づく本国政府との経済関係の緊密化や、その構想の実現に向けての取り組みが、実証的に考察される。同政策関税法は1879年に制定されるのだが、その骨子は製造業を中心とした保護の強化、一次産品生産国カナダについての憂慮、工業国カナダの育成・振興、工業発展によるイギリス帝国の下支えなどであった。だが、現実には十分な農産品市場を生み出せない等の問題点も明らかとなっていく。そこで、カナダ経済の発展のためには、さらなる帝国経済関係の強化策が必要だった。その一環として、駐英カナダ代表職を設置する。その主要任務は、ロンドンでの公債発行、カナダ西部への移民の誘致と西部開発の推進、相互特惠関税に基づく帝国経済統合のイギリス側からの推進などにあった。さらに、イギリス本国への穀物特惠の要求など、具体的にマクドナルドの帝国特惠関税論に触れ、本国・植民地の中央集権的連邦化に対する彼の否定的主張も論じられる。

総じて、製造業振興を中心とする保護関税とカナダの自治権強化とが、マクドナルドの脳裏のなかでは矛盾することなく共存していた、ということの実証的な分析と言えるであろう。その意味で、本報告は幅広いイギリス帝国経済史の文脈から、建国間もないカナダの

在り方を探る良質の内容であった。

フロアからは、マクドナルドの生誕記録から、関税の重複問題の可否、カナダ人かイギリス人かアイデンティティにかかわる帰属意識、あるいは歴代首相のなかでの位置づけに至るまで、多様で活発な意見交換が行われた。カナダを語るうえで、批判的視点を含めて、この建国の祖の役割の大きさを再考させられた充実の2時間であった。

(司会・カリタス女子短期大学)

*

公開シンポジウム「多文化主義と表現の自由」(第2日午後) 池上 岳彦

今回の年次研究大会の最後を飾った公開シンポジウム「多文化主義と表現の自由」は、立教大学経済学部・法学部の共催を得て開催され、学会員に加えて立教大学及び学外からの非会員の参加を得て、110名近くが出席した。

まず、カナダにおける著名な憲法・刑法の研究者として“Royal Society of Canada”の会員にも選ばれ、人権擁護の視点から積極的に発言し、また米国の9.11テロや反テロリズム法をめぐる国際比較研究を主導しているトロント大学のKent Roach教授が、基調講演“Multiculturalism and Freedom of Expression: Hate Speech in Canada”を行った。

Roach氏は、人種及び宗教の多様性をはじめとするカナダの社会状況及びそれを背景とするヘイトスピーチの歴史から説き起こし、多文化主義を国是とするカナダではヘイトスピーチは非難されるべきであり、その意味で表現の自由に合理的な範囲で制限が加えられるとのコンセンサスが存在すること、そしてヘイトスピーチに対する法的手段として、(1)刑法上の処罰、(2)人権法(Canadian Human Rights Act. 各州にも類似の立法あり)によるヘイトスピーチ自体の規制、(3)物件の撤去や差し押さえ(たとえば、カナダのインターネット・サーバーにヘイトプロパガンダ

を掲載することの禁止)、という3つの手法がとられてきたことを説明し、それらをめぐる代表的な裁判例を時系列的に紹介して評価を加えた。また、Roach氏は、連邦の人権法におけるヘイトスピーチ禁止条項が廃止された経緯とその意味、現在も多くの州法でヘイトスピーチが規制されていること、最近の反テロリズム法制において表現の自由に対する制限の行き過ぎがみられること等を指摘し、カナダにおけるヘイトスピーチ規制は政治的・社会的・法律的な支えがあつてはじめて人権尊重の観点で機能する、という点を強調した。

この講演を受けて、パネルディスカッション「多文化主義と表現の自由:移民受け入れと関連して」(コーディネーター:佐藤信行会員)が行われた。

まず、**桧垣伸次氏**が、カナダと比較する形でアメリカの状況について報告した。アメリカにヘイトスピーチを規制する連邦法はないが、特定の相手に向けた脅迫行為を規制する州法はある。桧垣氏は、その合憲性をめぐる裁判例を紹介したうえで、アメリカではとくに1960年代以降、表現の自由を強力に保護することになり、むしろそれば差別解消運動の擁護につながったと論じた。

つぎに、**鄭暎恵**会員が、多文化主義の社会意識が育っていない日本の人権状況のもとでヘイトスピーチの法規制が進まないのに対比する形で、カナダの現状を検討した。鄭氏は、ヘイトスピーチの要因として、異文化・異教徒への違和感、仕事等を奪われることへの不安とともに、安全保障上の「(仮想)敵」をつくりだす動き等があること、カナダにおいて多文化主義と表現の自由との間で葛藤がみられること、「テロ対策」等を理由に移民流入抑制の動きやイスラム教徒関連の事件が起こっていることを指摘し、ヘイトスピーチ規制が多文化主義の試金石になると論じた。

また、**新川敏光**会員は、多文化主義が社会の統合、国民の結束、普遍的市民権(表現の自由等)等を弱体化させる、との議論に

対して、カナダがどのように答えてきたかを論じた。カナダにはケベック問題及び先住民とマイノリティの集団的権利をめぐる問題があり、そのために市民権・自由・国家の役割等をめぐり様々な見解が唱えられてきた。新川氏は、ケベック独立派の弱体化、9.11 テロ以後の反イスラム的議論、保守党の政権支配により多文化主義は弱まる方向で内容が変化してきているのではないかと論じた。

さらに、コーディネーターから指名を受けた成嶋隆会員が、フロアから、日本国憲法が留保なしで「表現の自由」を認めていることを前提に、ヘイトスピーチについて現行法や対抗言論で対処する可能性について、京都朝鮮第一初級学校の事件の裁判例等をまじえて発言した。

これらの発言をうけて、「カナダ自身の問題」と「カナダから何を学ぶか」という両面で議論したい、とのコーディネーターの論点整理に続いて、カナダの多文化主義が揺らいでいるのではないかと、ケベック州では多文化主義はどのようにとらえられているか、カナダにおけるヘイトスピーチ規制の現状はどうか、アメリカにおいてヘイトスピーチを規制すべきだとの議論はないのか、日本でもヘイトスピーチは許されないとする規範を示す人種差別撤廃の基本法制定が必要ではないかと、等の論点をめぐって活発な議論が展開された。それにより、カナダ・アメリカ・日本がそれぞれ抱える人権問題の共通性と各国の特徴、そして政策的対処の多様性が明らかにされ、今後の課題も浮き彫りとなった。

経済活動のグローバル化が進むなかで、人々の国際間移動も活発化している。各国内における民族・宗教等の構成は複雑化し、貧富の格差、人権侵害、移民排斥運動等も問題化している。人権擁護としての「難民受け入れ」、少子高齢化に伴う「移民受け入れ」等が論点となる日本にとって、「多文化主義」を掲げて「少数者の権利」「表現の自由」等のバランスをとってきたカナダの現状及び直面する問題を共同

研究することは、経済政策及び社会政策の観点からも大きな意義を有する。今回のシンポジウムを通じて、人権の状況及び人権擁護システムに関する国際比較研究をこれまで以上に推進する必要性を確認することができた。

なお、Roach 氏の基調講演は『カナダ研究年報』第 36 号（2016 年秋発行）に収録される予定である。（立教大学）

* * *

＜リレー連載＞

なぜカナダ研究をしているのか（第 8 回） 「私の研究生生活とカナダとの出会い」

大熊 忠之

私のカナダ研究の動機にはかなり複雑ないきさつがありました。そもそも私は学部では経済学を専攻し新古典派理論を学んだのですが、その言説に違和感を感じるようになりました。3 年次末に卒論テーマ決めるとき米国人経済学教授と相談した結果、卒論を江戸期の日本人思想家太宰春台の経済思想でまとめることになりました。春台は徂徠学派の学者なのでなれない漢籍文献と苦闘しました。この経験から得た知見は、日本経済は新古典派の説く市場メカニズムより権力介入が強いという史実でした。

母校の大学院の研究科が行政学だったので、進学後は行政学を学びはじめました。しかし大学紛争が激化し信頼する行政学教授もいなくなったので、行政学への関心を失ってしまいました。卒論で漢籍に触れたせいか中国に興味が湧いてきました。当時アメリカがベトナム戦争で苦戦を強いられていましたが、どうみてもアメリカは勝てそうにないと思いました。いくつか文献に当たりアメリカの影響力が低下した後のアジアでは中国の力が強まると直感しました。指導教授もままならない状況でしたが、ほとんど独学で修士論文をまとめ大学を出ました。

外務省の外郭機関の日本国際問題研究所に就職したところ、中国以外の研究をすることが求められました。シンクタンクというのは大学と違って、自分の研究だけでなく年度毎の研究プロジェクトの企画執行や出版物の編集刊行、

国際会議の実施、海外調査など多様な業務を担当させられます。このような業務の合間に研究もしなければならないのですが、提案した自分の研究テーマは採用されませんでした。

そうした勤務のなかで米国出張の機会があり、帰路友人に会うためカナダに立ち寄りました。その時カナダの総選挙の資料を入手し、それを研究所の年報に掲載したのが私のカナダ研究の第一歩となりました。この抜刷を故馬場信也教授に送ったところ、本格的にカナダ研究をなさいと励ましを頂きました。

当時日本のカナダ研究をとりまく環境は今とは全く違います。航空運賃も高く円は安いので現地に行くのも容易ではなく、インターネットもない状況で資料収集が大変でした。海外出張の機会をみつけ、ほぼ2年に1度1週間程滞在して資料を集めました。

カナダ研究をはじめたとき最初に関心を行ったのは外交政策です。同じ米国の同盟国で経済的影響を受けていることでカナダは日本と共通点があるのですが、外交姿勢の違いに驚かされました。日本の対米関係には米国への支持を忠誠とみる意識が感じられるのに、カナダの対米姿勢には自国の立場のもとづく自立性がみられたのです。

第二次大戦の経緯から安全保障では日加に著しい違いがありました。しかし1950年代後半以降の対米貿易収支は両国とも慢性的赤字でした。カナダは対米赤字の主因が自動車貿易にあることに気づき、自動車部門に限定した対米貿易の自由化に踏切ります。これが米加自動車貿易協定でその後のFTAやNAFTAの嚆矢となりました。私がカナダ学会で初めて報告したのはこのテーマでした。

カナダ外交について研究をすすめていて痛感したのは、日加の外交官の外交センスの違いです。冷戦期カナダ外務省がミドルパワーという自己認識のもとに東西の仲介役を買って出て脚光を浴びましたが、これはカナダ人が英国や米国のような大国と自国との

違いを認識せざるを得なかった経験の蓄積に由来しています。日本の外交官とくにキャリアといわれる上級職の人々は秀才が多く、ほとんどの人は欧米の一流大学に留学していました。しかしそこで学んだのは大国の政策であって、中小国に採用可能な選択が別にあるのではないかという疑問をもたなかったようでした。彼らは、恰も自分が英国や米国の外交官だという前提で外国事情を学び、「模範回答を書くことに専念していた」と感じたのです。

冷戦が終結し中東アフリカで激化する内戦や、途上国の開発協力に対して、軍事力や経済力が求められるようになったため、カナダの出番も減ってきたように見えます。ケベック分離の政治対立が沈静化してカナダの国内政治の焦点も他の国々同様雇用問題や経済政策に移りました。日本からみてカナダ研究のテーマ性が薄れはじめたといえます。

大学に転職したときカナダ研究に専念できると思ったのですが、担当科目のうちカナダ研究より国際政治経済学を優先することに決まり、期待どおりにいきませんでした。定年退職後ようやく2年がかりでチャールズ・テイラーの『自我の源泉』を英文と邦訳で読むことができました。最近カナダ研究者にカナダ研究を卒業する人がいるのは残念です。カナダという生活環境を創出したのはカナダ人が共有する経験で、それは自己認識を徹底したカナダの人々により意識化されました。テイラーの言説はそのことを伝えています。

この頃テレビで日本人の知らない日本評価のような番組が増えて、視聴者の気分をくすぐっていますが、自己認識には異質性が欠かせません。いまでは世界どこでも大国や大メディア、それにSNSの影響が強く、アメリカやヨーロッパに異質性を感じないことが多くなりました。しかしカナダはまだ異質性を残しており、研究の価値のある対象でありつづけるでしょう。 (広島修道大学名誉教授)

* * *

((事務局より))

◆『カナダ研究年報』第36号(2016年9月発行予定)の公募要項

(1) 未発表の完全原稿のみ(採否の決定はレフリー制による)。(2) 原稿の種類:「論文」(和文400字×50枚相当以内;英仏文A4判ダブルスペース25枚以内);「研究ノート」(和文400字×20枚相当以内;英仏文A4判ダブルスペース10枚以内);いずれも横書き、註・図版等含む。(3) 締切:2016年1月末日【※第32号より、応募締切日が年2回から年1回に変更されました】。(4) 執筆要項請求先・原稿送付先:〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2 筑波大学図書館情報メディア系 溝上智恵子(80円切手貼付・あて先明記の返信用定型封筒を同封のこと)。

◆◆第29回日本カナダ学会研究奨励賞論文募集

日本におけるカナダ研究の促進と育成を目的として、優れた研究論文を募集します……(1) 応募要件:カナダ研究に関する論文で、応募締切日より起算して過去一年以内に発表されたか、未発表のもの。テーマや領域は問わない。用語は日本語・英語・仏語のいずれか。(2) 応募資格:日本国民又は日本在住者であって、応募締切日において次のいずれかに該当する者、(a) 大学院に在学している者、(b) 大学院を修了又は退学してから5年未満の者、(c) 満40歳未満の者。(3) 原稿枚数:邦文は横書きで400字×80枚相当を上限とする(含・図表/脚注)。A4判ワープロ仕上げが望ましい。欧文は15,000語以内(含・図表/脚注)=A4判ダブルスペース。いずれの場合も1論文につき、コピー2部(正副合計3部)を送付すること。著者名、論文名、所属、略歴、連絡先(郵便及び電子メール)をカヴァーレターに明記すること。また、応募書類は返却しない。(4) 論文の推薦:応募要件に該当する既発表論文について、執筆者が応

募した場合のほか、学会役員が推薦した場合、これを他薦の審査対象論文として取り扱う。(5) 締切:2016年5月31日(必着)。(6) 送付先:〒658-0032 兵庫県神戸市東灘区向洋町中9-1-6 神戸国際大学経済学部下村雄紀研究室内 日本カナダ学会事務局宛(「JACS研究奨励賞応募論文」と朱筆)。(7) 賞・賞金・特典:最優秀論文賞1名に正賞および副賞(5万円)。優秀論文賞(佳作)2~3名に正賞および副賞(2万円)。なお最優秀論文賞の受賞論文は、未発表のものに限り、規定に基づいてカナダ研究年報に掲載することができる。(8) 発表および授賞式:2016年9月、中央大学における第41回年次研究大会にて。(9) 問い合わせ:電子メールまたはFAXにて事務局まで。

◆会費納入について(お願い)

現在会費の納入を受け付けております。前年度までの会費を未納の方は、直ちに納入下さい。過去3年分(当該年度を含まず)の会費が未納の場合、学会からの発送物停止等をもって会員資格を失うこととなりますのでご注意ください。一般会員:7,000円・学生会員:3,000円(学生会員は、当該年度の学生証のコピーを提出のこと)。郵便振替口座:00150-2-151600。加入者名:日本カナダ学会。来年度以降、自動振替に移行希望の方は事務局までご連絡ください。必要書類をお送りします(自動振替による口座引落は7月です)。ご協力願います。なお、4月以降に会員区分の変更のある場合は直ちに事務局までお知らせ下さい。

* * *

★編集後記…本号は、9月に行われました第40回記念年次研究大会特集をお送りしました。ところで、去る10月に総選挙が行われましたが、政治に関しては素人の私から見てここまでの自由党の大勝はまったくの予想外でした。総選挙に関しての総括に関しては、次号にて記事を掲載できればと考えています……(f)